

公募公示

下記のとおり公募に付します。

令和3年11月22日

記

参加者の有無を確認するため公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1. 業務概要

- ①業務名 タクシー乗用伝票利用契約（関西地区）
- ②業務内容 JRA日本中央競馬会（以下「本会」という。）にタクシー乗用伝票（料金後払いチケット。以下「乗用伝票」という。）を供給、使用に応じて精算事務を行うもの。
- ③履行期間 令和4年1月1日から令和5年12月31日

2. 当該招請の主旨

本業務は、本会におけるタクシーの業務利用に際し、事前に乗車伝票を供給、本会の使用に応じた利用実績を月毎に集計し、「タクシー使用明細書」および「請求書」を作成の上、本会に提出、精算事務を行うものである。下記の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の参加意思を確認することを目的とし、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者との契約手続きに移行する予定である。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①「令和3～5年度日本中央競馬会の物品等調達に係る競争参加資格審査」において、「契約の種類」が「役務等契約」であって、「業種区分」が「ハイヤー・タクシー」であり、いずれかの等級に格付された者であること。
- ②事業の種別として「一般乗用旅客用自動車運送事業」の許可を、営業区域として「大阪市内、京都市内、西宮市内、宝塚市内、栗東市内及び伊丹空港」の許可を得ている事業者（ただし、福祉タクシーのみの許可は除く）のタクシーを利用できる乗用伝票を提供できること。
- ③公告から参加意思表明書の提出日までの間に、本会からの競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- ④なお、上記①から②に該当する事業者からの委任により、当該事業者の乗用伝票発行・請求・代金受払業務を代行する組合・委員会等の団体についても応募を可とする。
- ⑤過去3年の間に日本中央競馬会または、官庁、地方公共団体または公営競技団体等から業務履行上の瑕疵による指名停止及び競争参加資格停止措置を受けたことがない事業者であること。
- ⑥その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

(2) 業務に関する要件

- ①無線配車が可能なタクシーを利用できる乗用伝票を供給すること。
- ②本契約にかかる事務手数料は無償とする。
- ③乗用伝票発行費用については、事業者負担とする。乗用伝票数量不足の際には、速やかに納入すること。
- ④使用された乗用伝票に基づき、請求書を月締めで締日から 30 日以内に、利用した乗用伝票（またはその写し）を添付の上、提出可能なこと。また、本会の利用部署毎に、請求先を分けることが可能であること。
- ⑤その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

4. 手続き等

(1) 担当部署

〒105-0003東京都港区西新橋1丁目1番1号 日本中央競馬会本部 法務部契約室
TEL 03-3591-5251 (大代表) Mail keiyaku-qa@jra.go.jp

(2) 参加意思表明書の交付期間、場所

- ①交付期間：令和3年11月22日から令和3年12月2日における10:00～16:30
※11月27日から11月30日までを除く
※12月2日は12:00まで

- ②交付場所：上記(1)の担当部署

(3) 参加意思表明書の提出期限、場所

- ①提出期限：令和3年12月2日 12:00 まで
- ②提出場所：上記(1)の担当部署
- ③提出方法：下記資料を添付のうえ、持参すること。
- ④添付資料：企業概要（事業内容、従業員数、保有台数等がわかるパンフレット等）
3.(2)が確認できる資料
申請担当者の名刺
- ⑤審査結果の通知等：

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、(1)の担当部署から通知する。

5. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨に限る。
- (2) 参加意思表明書等の作成及び提出のための費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は4.(1)に同じ。

掲載責任者 法務部 契約室長 上山 隆太